

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第53条の12 省略 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の11</u>で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第55条～第62条 省略 (市街地再開発事業による施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>第62条の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物のうち、同法第138条第1項に規定する耐火建築物に該当する家屋(法附則第15条の6第1項及び<u>第2項並びに第15条の8第1項及び第3項から第5項までの規定の適用を受ける家屋を除く。)</u>に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第63条～第94条 省略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 省略 付則</p> <p>第1条～第8条 省略 (市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</p> <p><u>第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して</u></p>	<p>第1条～第53条の12 省略 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の10</u>で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第55条～第62条 省略 (市街地再開発事業による施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>第62条の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物のうち、同法第138条第1項に規定する耐火建築物に該当する家屋(法附則第15条の6第1項及び<u>第2項、第15条の7第1項及び第2項並びに第15条の8第1項及び第3項から第5項までの規定の適用を受ける家屋を除く。)</u>に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1に相当する額(<u>当該家屋が同法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の4分の1に相当する額</u>)を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第63条～第94条 省略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 省略 付則</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>第9条 削除</p>

得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 53 条の 8 及び第 53 条の 12 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「第 53 条の 4」とあるのは、「第 53 条の 4 並びに付則第 9 条第 1 項」とする。

第 10 条～第 16 条 省略

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,190 円とする。

2 省略

第 16 条の 3～第 21 条 省略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかつたものとみなす。

第 10 条～第 16 条 省略

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,495 円とする。

2 省略

第 16 条の 3～第 21 条 省略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

第23条 省略

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

第23条 省略

(個人の市民税の税率の特例等)

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。